

## 国 内 経 濟 要 錄

### 大蔵省、金融機関に対しその業務の運営に関し通牒

大蔵省では、国際収支改善緊急対策の目的を急速に達成するため、7月25日金融機関（銀行、相互銀行、信用金庫、保険会社など）に対しその業務の運営につき、次の諸点に配慮するよう通牒を発した。

#### 1. 貸出の抑制

貸出の増加を極力抑制し、蓄積の範囲内にとどめるよう努めること。またコール資金の運用については良識をもつて善処すべきこと。

#### 2. 融資の重点化、効率化

(1) 設備資金……電力、鉄鋼などあい路部門は優先的に配慮すべきも、できるだけ投資の継続を行つて融資を圧縮し、一般産業に対する融資は継続工事関係の必要最小限にとどめ、不急不要産業に対する貸出は厳重に差し控えること。

(2) 運転資金……過剰在庫を招くおそれのある資金の供給は敵に戒め、安易な輸入信用状の開設および不急不要物資の輸入関係融資を避ける反面、輸出に直接必要な資金の供給を優先的に考慮すること。

#### 3. 中小企業金融の疎通

金融引締めが中小企業に不当な影響を及ぼさないようとくに配慮し、両建、歩積などは敵に戒めること。

#### 4. 廉蓄の増強

預金の吸收に一層の努力を払うこと。ただし特利など不当な手段を敵に戒めること。

#### 5. 営業用不動産の取得

営業用不動産の取得は公共的立場から一層の自粛を図り、極力差し控えること。

#### 資金運用部による中小企業金融疎通のための市中保有債券の買上げ

大蔵省では金融引締め政策の実施に伴う中小企業金融の窮屈を緩和するため、金融機関が信用保証協会の保証をもつて中小企業に対し融資を行つた場合には、当該金融機関の保有する金融債を資金運用部が買入れることとし、中小金融の円滑化を図ることとなつた。

買入要領は次の通り。

#### 1. 対象金融機関

全国銀行、相互銀行、信用金庫。

#### 2. 対象とする融資

(1) 信用保証協会の定款において規定する中小規模の事業者（旅館業、娯楽業などを除く）に対する資金の貸付または給付もしくは手形の割引で、当該事業者が保証協会からその債務の保証を受けたもの。

(2) ただし最長1か年以内に返済されるものに限る。

#### 3. 適用期間

昭和32年7月1日以降実行される融資の増加に応じ、下記買入額に達するまで行う。

#### 4. 買入対象

利付金融債（買入実行日7日前より引き続き登録してあるものに限る）とし、資金運用部の指定する銘柄に限る。

#### 5. 買入額

買入総額は200億円を目標とし、7月1日以降における各金融機関の保証付融資総額の残高の増加額の範囲内において買入れを行う。

#### 6. 買入時期

買入れは原則として当月中の融資残高の増加につき翌月25日とする。

#### 7. 売 戻 し

(1) 2週間の予告をもつていずれか一方の申し出により買戻す契約とする。

(2) 売戻しについては、追つて定める売戻し要領によるものとする。

#### 8. 売買価格

発行価格に既経過日数に応じた償還差益相当額を加算した金額とする。

#### 9. 売買単位

額面100万円とする。

#### 全銀協の融資自主規制強化

全銀協は、政府の国際収支改善緊急対策に対応して融資の自主規制を強化することとし、8月12日大要次のとおり新規制措置を決定した。

#### 1. 不要不急融資などの抑制

ビルディング、興業用建物の建設または取得のための資金、娯楽、奢侈関係資金、思惑資金などの不要不急資金については原則として新規貸出を行わないこと。同時に不要不急業種社債の買入れも抑制すること。

#### 2. 設備資金融資の抑制

緊急やむをえないと認められるものを除き、新規の設備資金貸出は原則として行わないこととし、継続工事関係設備資金についても必要最低限度の融資にとどめること。

#### 3. 運転資金融資の抑制

運転資金融資は必要最少限度にとどめ、增加運転資金については、やむをざる設備の新增設に伴うものを除き原則として融資を行わないこと。特に緊急と認められない輸入のための資金の貸付および滞貨融資となるおそれ

のあるものは差し控え、輸入信用状の開設が安易に流れないように考慮し、また個人消費の増大を招くがごとき便途に流れるおそれのあるものについては貸出の抑制および回収に留意すること。

#### 4. 中小企業金融について

中小企業に関しては輸出産業および特に重要と認められる産業以外のものについても金融の疎通を図り、金融引締めの影響が不適に波及しないように考慮すること。

#### 5. 地方公共団体に対する融資の抑制

地方公共団体に対する融資は緊要と認められるものに限定し、赤字融資など地方財政の健全化を阻害するおそれのあるものは厳重に差し控えること。

#### 金融機関資金審議会の民間設備投資繰延べ審議

金融機関資金審議会は、7月19日民間設備投資繰延べ方針の決定に引き続き、小委員会を設置してこれが具体的目標策定方審議してきたが、22日主要部門の投資繰延べ目標を次の通り決定した。

(部門別)	(本年度設備) (投資計画額)	(繰延べ額)	(繰延べ率)
電 力	2,255 億円	250 億円	11 %
鉄 鋼	1,215	150	12
石 炭	277	0	0
合成化学	748	75	10
造 船	1,027	100	10

同時に小委員会は、産業設備投資全体として計画額1兆7,400億円の15%繰延べが要請されている関係上、上記5部門以外の部門の投資については15%をかなり上回る大幅な繰延べを行う必要があること、とくに不要不急の非生産部門に対する投資は全面的に繰り延べる必要のあることを確認した。

なお以上の決定は直ちに審議会から全銀協投融資委員会に連絡され、後者においてこれが実施のための具体策が検討されることとなつた。

#### 全銀協、預金担保貸出金利の据置を決定

全銀協では、7月1日の定期預金利引上げに関連して、預金担保貸出に関する申合せ金利を検討してきたが、15日今回はとくに変更せず現行(3か月ものおよび6か月もの担保日歩1錢8厘以下、1年もの担保は日歩1錢9厘以下)のまま据置くことを決定した。

#### 指定金銭信託合同運用配当率引上げ

信託協会では、さきに貸付信託予想配当率引上げに続き、合同運用指定金銭信託の予定配当率を9月26日以降次の通り引上げることを決定した。

期間 5年以上のもの 年7分5厘(現行年7分1厘)

" 2年以上のもの 年6分8厘(" 年6分4厘)

ちなみに、これまで合同運用指定金銭信託の配当率は貸付信託のそれを2厘方下回つていたが、今回の改訂により両

者の開きは3厘ざやとなつた(ただし2年ものは従来通り)。

#### 外国為替引当貸付の利子歩合変更

本行政策委員会は、このほどスエーデン国通貨表示の手形を引当とする本行外国為替引当貸付の利子歩合を日歩1錢1厘5毛から日歩1錢4厘5毛に、またオランダ王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を日歩9厘5毛から日歩1錢に引上げ、それぞれ為替銀行の手形買取日が7月20日以降のものおよび7月27日以降のものを引当とする貸付から実施することとなつた。

#### 外国為替銀行の現地貸付およびユーザンス金利についての申合せ

甲種外国為替銀行は、米国における金利の上昇に伴い、米ドルの現地貸付金利および米ドル・ユーザンス金利を次のとくいすれも年0.25%引上げ、8月12日以降貸付分から新金利を適用することを申し合わせた。

米ドル現地(一般レート年利 6% (現行5.75%)  
貸付金利 ハサービスレート" 5.75% (" 5.5% )

米ドル・ユー(一般レート年利6.125% (現行5.875%)  
ザンス金利 ハサービスレート" 5.875% (現行5.625%)

#### 準備預金制度に関する法律施行令の一部改正

準備預金制度に関する法律施行令は去る6月6日に公布施行されたが(6月号参照)、7月10日にその一部を改正する政令第190号が公布施行され、同制度による日本銀行への預け金およびその算出の基礎となる市中銀行の預金を算定する際、輸入貿易管理令に基き日本銀行に再預託された輸入保証金は除外することになつた。

昭和29年ならびに今次の金融引締め時において、いずれも輸入抑制のための措置として輸入保証金の日本銀行への再預託制度が実施されているが、今後準備預金制度が発動された場合、改正前の規定によれば再預託された輸入保証金は当然準備預金制度に基く日本銀行への預け金のうちに算入されることとなる。その場合は両者が重複する部分だけいすれかの効果が失われる事になるため、今次の改正が行われたものである。改正後の関係条文下記の通り。

第2条 法第2条第3項に規定する政令で定める預金は、

指定金融機関(法第2条第1項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の預金で次に掲げるものとする。

#### 1. 外貨預金

2. 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第13条第1項の規定により預け入れられた保証金のうち同条第3項の規定による命令に基き日本銀行に預託されたもの

第5条 法第7条第2項に規定する政令で定める日本銀行の預り金は、指定金融機関にかかる日本銀行の預り金で次に掲げるものとする。

#### 1. 第2条第2号に掲げる保証金にかかる預り金

2. 内国為替取引にかかる貸借の決済を行ふための預り金